

在日米軍による事件・事故の発生時における地元自治体への
速やかな情報提供を求める意見書

日米政府は1997（平成9）年の合同委員会で、「事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識」し、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」を定めた文書に合意している。

しかし、沖縄県嘉手納基地所属の米空軍兵が、昨年12月に16歳未満の少女を誘拐し性的暴行を加えたとして、今年3月に那覇地検によりわいせつ目的及び不同意性交の罪で起訴されたが、政府はこの事件を把握していたにもかかわらず、沖縄県に情報を提供せず、沖縄県は6月の報道を通じて本事件を知ることとなった。また、この件を通して、沖縄県以外の1都5県でも、在日米軍による事件の情報が地元自治体へ提供されていなかったことが明らかとなった。

よって、政府においては、国民の人権と尊厳を守るため、地元自治体の安全・安心な暮らしに配慮し、可能な限り速やかに情報提供することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2024（令和6）年11月1日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、警察庁長官

（提出者）民主市民連合、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員

並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さつぼろ成田祐樹議員

及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員